

第十三回 参議院文部委員会會議録第二十四号

昭和二十七年四月四日(金曜日)午前十一時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 高田 眞子君
木内 キヤウ君

委員

川村 松助君
木村 守江君
黒川 武雄君
高橋 道男君
山本 勇造君
棚橋 小虎君
岩間 正男君

政府委員

文部大臣官 相良 惟一君
房務課長

事務局側

常任委員会専門員 石丸 敬次君
常任委員会専門員 竹内 敏夫君

本日の会議に付した事件

○教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣送付)

○委員長(梅原眞隆君) 只今より文部委員会を開きます。

昨日に引続いて教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案を議題といたします。

これより討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否

を明らかにしてお述べを願ひます。
○岩間正男君 私は、日本共産党を代表いたしましたこの法案に反対いたします。基本的な言ひますと、このボツダム政令そのものが、今度の新しい段階になりまして、根本的に廃止して、そうして必要な法案を立法化すべきだ、こういうような立場に立つてゐるのであります。この法案の狙つてゐる内容について考えますときに、これを我々は、日本の現実の政治情勢と綜合して考えるといふと、現実判断が非常に必要だと思ふのです。考えますといふと、若し日本の民主化がボツダム宣言の指向する通り徹底的に平和、更に徹底的な民主化の方向を辿りまして、その方向に大きく動いて行く。そして日本憲法が、立法されましたところの精神の中で世界に率先して平和と民主化のためにむしろ先頭を切る、こういう態勢になつておるのであります。たならば、我々はこのような一つの軍国主義、超国家主義によつて一部の私権を停止されましたものに対して、これを解除され、そして新らしい時代の、そういうような方向のために大きく働くといふことに何らこれは我々といへども反対をしないのであります。ところが、現実はどうかと言ひますといふと、全くこれと反対の方向に動いておる。すでに再軍備は政府がどう言おうが言ひますが、現実の問題として、これは再軍備はなされておる、更にそれが拡大されておるといふことは、これは日本の国会を除けば殆んど広く国民がこれを知つておる。又世界

の輿論もこのことをはつきり認めて、その上に立つての評論を展開してゐる次第であります。又最近の文化政策の面から言ひましても、あらゆる面で、当委員会でもしばしば問題になりまして種々諸般の問題を通じて見てもわかる通り、いわゆる逆コースの方向をとつておるのであります。道徳実業要領の問題といひ、或いは国歌の制定の問題といひ、修身科の復活の問題といひ、これらは一つの抽象的な形で提案されておられますけれども、その日本の現実と照応して考えてみますときに、その果す役割、これは文部大臣の主観的な意圖如何にかかわらず、果す役割といふものは客観的には非常に日本の、今申しましたところの逆コースの態勢の中においては、意外な大きな精神的な一つの逆コースの仕事を果たすのであります。こういう態勢の中に十分に、占領後の約七年の期間を通じて、こういう人たちが民主化されてそういう方向がとられなかつたかと言ひますといふと、これは日本の態勢を判断すればわかる通り、なか／＼そうではない。殊に最近におきましては、これは日本の経済を一つ見てもわかりますように、いわばこれは日本をアメリカの東亞における前進基地に再編成する。そういうことのために、あらゆる問題が、曾つてボツダム宣言や日本憲法によつて禁止されたような條項が、逆に元に戻されておる。まるで日本国民は玩具にされておる。国会議員なんかは殆んど誰一人といわず、私はそういう軍国主義反対だといふことを言ひながら、現

在の態勢を見ますといふと、再軍備論といふものが、相当これは広汎に行われておる。こういうような形で十分に日本の民主化が果されないその中で、この教職員のこういうような追放に会いました人たちが、徹底したそういう態勢がとられてゐるその中で、而も今申しました日本がそういう必要に應じて態度を変えておる、変えさせられておる。こういう中にこの教職員の追放解除といふようなことがこでなされるといふと、まだ過去の姿、つまり教育による支配、つまり精神總動員的な支配の形のためにこれが使われなかつたといふ保障もないのであります。それで文部大臣の先日の説明によりますといふと、そういう問題については過去に好ましくない著書を出したとか、軍国主義、超国家主義を煽つたものに対しては任命権者が判断する。任命権者の取捨選択にこれを任せるというのであります。これは何ら法的根拠はないのであります。これは文相の主観的な答弁に過ぎないのであります。こういうことは法的にはこれは成立しない。又仮に任命権者に委せるといひましたとしてもその任命権者そのもののさへも、大きく今度は、今教育委員会の例えは教育委員を任命しようか何とか言つて騒いでゐる。官僚統制に委せよう、こういう形の中では任命に委せるといふことはどういふ形になるかといふと、逆にそういう人たちが取上げて行くといふ形をとるとは、これは易易たることであります。それに対する阻止するところの何かの保障はない

のであります。こういう形ではいば戦争中にいわゆる超国家主義、軍国主義を担ぎ廻つたところの教育精神總動員を果した人たちが、こで再び一つのそういうような役割を果すことに對して、我々は深甚にこれは日本民主化のために考えざるを得ない。こういう危険のある、こういうような一つの廃止法案に反対する。
もう一つの反対理由は、この法案では過去のそういうような超国家主義者、軍国主義者、こういう人たちに對して、これは追放解除といふような恩典に均霑せよとしてゐるのであります。一方におきましては、この過去において、例えば団体等規正令というので解散団体といふような中で、その適用を受けまして百六十人の人たちが、例えばこれは教職から追われてゐる。或いは又占領軍の政策違反といふことで政令三百二十五号違反といふ、そういう人たちが又十六人残つておるのであります。こういう人たちは本當に果して一体その名に値するかどうか。これはこで論議の限りではありませぬけれども、併しながらこういう人たちのやつた行動とか、そういうものを言ひますといふと、日本のむしろ憲法に違反し、平和を守らない、そういう戦争態勢に追ひ込むようなそういう態勢に對して反対して来た、いわば日本の憲法を守り、平和を守る人たちが、今までそういうことのためにむしろ指弾された人なんだ、そういう人たちは復活させないで、そして過去の軍国主義や国家主義の徒が一方で復活

する。こういうことは、私は非常に、若しも政府が言ふところの、人権をここでできるだけ講和発効後に回復したいんだという、こういう趣旨から申します場合に、これはまさに逆の行為と申すのです。こういうものが今後の問題として残されたままに、過去のそういうような追放者がここで解除されるといふことは、私の到底了承することができない点であります。こういう二点の理由を主な理由としまして、そのほかにまあ申上げたいことは、こまごまありませんけれども、時間の関係上省きまして、私は日本共産党を代表しまして、この法案に反対するものであります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言はございませんか。

○高田なほ子君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、この法案に對して一つの條件を付けて賛成をするものであります。

この法律そのものは、独立日本という立場から考えたときに、一切の就職自由の制限は廃止されて、基本的な人権が尊重される。而も憲法に規定された就職の自由は個人の権利として当然これは確保されなければならない。こういう大きな観点から、この法案によつて、就職自由の制限を受けていた者が解放される。こういう意味において賛成をするものでございます。併しなからこの解放に當りまして、これらの人々の権利又は資格を取得させるという点、これ自体は結構ではございませうけれども、現在の社会情勢というものは必ずしも真実の意味の民主化への方角に向つていふと考えられぬ点が、幾多の疑義を持つような点が非常に多

くあるのでございます。即ち戦犯という名前に當つていた人々は「侵略主義若しくは好戰的国家主義を鼓吹し、又はその宣伝に積極的に協力した者並びに学説をもつて大亜細亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策及び満洲事変、支那事変又は今次の戦争に、理念的基礎を与えた者」、或いは「独裁主義又はナチ的若しくはファシスト的全体主義を鼓吹した者」、或いは「人種的理由によつて、他人を迫害し、排斥した者」、「民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣伝した者」、「自由主義、反軍国主義等の思想を持つ者、又はいづれかの宗教を信する者」、その思想又は宗教を理由として、迫害又は排斥した者」、「右の各号のいづれにも當らないが、軍国主義若しくは極端な国家主義を鼓吹した者、又はそのような傾向に迎合して、教育者として思想的節操をかくに至つた者」というように該当した者がこれは追放せられたのでありまして、当然この追放の……つまり資格、権利を取得する條件としては、こういうふうなことが一切抹殺されなければならない、こういうふうな考えるのでございませう。併しながら過般この法案の審議の過程において、これらのかたがたの権利又は資格を取得させる場合に、文部当局としてこの資格取得に對しては積極的な方法をとられるのであるかどうかという矢嶋委員の質問に對しまして、大臣はその問題については個々にこれは考えなければならぬという御答弁をされたのであります。その個々に考えなければならぬという、いわゆる任命権者の主観によつてそのことが左右せられ

るとするならば、今のようないやや社会民主化の方向に逆行しようとする態勢の中で、非常に私は危険な要素を孕むものであるかと思ふのであります。併しながらしみて考えますれば、教育者はみづから好んで軍国主義的な、国家主義的な思想を鼓吹したものである、国家の政策そのものの中において、止むを得ざる状態において教育者はこういうことをさせられ、国家の一つの手段として、教育者は抑制の下にこういう軍国主義の鼓吹をさせられたというふうな観点から考えますとき、私が以上挙げましたような職犯に値する要素を徹底的に抹殺させ、新しい教育の基礎をこの人たちによつて、反省の上に立つて、盛上げさせなければならぬ、こういうふうな私は大きな希望と善意を以て、逆行の方角に行つてはならないという條件を付けてまして、この法律案に賛成するものであります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言はございませんか。……御意見も尽きたようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案を問題といたします。本案を可決することに御賛成のかたの御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 多数でございませう。よつて教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしまして、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

高田なほ子 木内キヤウ
川村 松助 木村 守江
黒川 武雄 棚橋 小虎
高橋 道男 山本 勇造
○委員長(梅原眞隆君) 本日はこれで散会いたします。

午前十一時八分散会

四月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、エネスコ活動に関する法律案
(予備審査のための付記は三月十日)